

# 入札説明書

令和6年5月9日さいたま市告示第842号（以下「告示第842号」という。）により公告した「第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し支援業務」の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 件名

第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し支援業務

## 2 仕様に関する質問方法

### (1) 提出先

さいたま市環境局環境共生部環境総務課

電話：048（829）1325

電子メール：[kankyosomu@city.saitama.lg.jp](mailto:kankyosomu@city.saitama.lg.jp)

### (2) 提出方法

質問は所定の様式（質問書）を用い、電子メールに添付して2(1)に記載の電子メールアドレスに送信すること。また、電子メールのタイトルは以下のとおりとし、電子メール送信後、2(1)の電話に到達確認の連絡をすること。

【質問】第2次さいたま市環境基本計画等中間見直し支援業務」

### (3) 受付期間

告示日から令和6年5月20日（月）正午まで

### (4) 質問への回答

令和6年5月22日（水）までに、全ての質問と回答を電子メールにて通知する。

### (5) 再質問

実施しない。

## 3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加の申込み及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

### (1) 申請の受理

明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。

### (2) 提出書類について

告示第842号4(1)のとおり

### (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

市は提出された競争入札参加資格確認申請書等を確認審査以外には、入札参加者に無断で使用しない。また、提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、提出された競争入札参加資格確認申請書等の変更、差替え及び再提出は認めない。

## 4 入札保証金の免除申請

### (1) 入札保証金の免除要件

競争入札に参加しようとする者が、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第9条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、申請に基づき入札保証金の納付を免除する。

ア 第1号に該当 さいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を、保険会社と締結した者。

なお、加入方法については、入札保証保険を取り扱っている損害保険会社等保険会社に問い合わせること。また、保険会社での審査に時間を要する場合があるので、競争入札参加申込締切間際の加入には注意すること。

イ 第2号に該当 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者。

### (2) 入札保証金の免除申請

入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書に以下の書類を添付すること。なお、入札保証金免除申請書の本文に適用号数を記入すること。

ア 4(1)アに該当する場合 入札保証保険証券

イ 4(1)イに該当する場合 契約書の写し及び履行状況が分かる書類

## 5 確認審査結果の交付

### (1) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、告示第842号5(1)のとおり、競争入札参加資格確認結果通知書を交付する。なお、入札保証金の要否を併せて通知する。

通知書を受領後、直ちに通知書が到着した旨を2(1)に電子メールで連絡すること。

### (2) 確認審査後の入札参加資格の取扱い

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者が、入札日において入札参加資格の要件をひとつでも満たさない場合及び提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合、入札参加資格がない者として入札への参加は認めない。

## 6 入札及び開札に関する事項

入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、入札に参加することができる。

### (1) 入札保証金の納付

入札保証金が免除されなかった者は、入札保証金を納付していない場合、入札に参加できない。

ア 納付額

見積もった金額（総額）の100分の5以上を納付すること。ただし、契約規則第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

イ 納付期限 令和6年6月4日（火）

ウ 納付場所 さいたま市の指定する金融機関

エ 納付方法 本市が交付した納付書による。

### (2) 提出書類

入札書は、表に「さいたま市長」と書いた封筒に入れて提出すること。

また、入札書等については、さいたま市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p114261.html>

ア 委任状（代理人が出席する場合）

イ 入札書

落札者は「入札金額見積内訳書（様式任意）」を、後日提出すること。

ウ 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する書類

- (7) 入札保証金を納付したとき 領収書の写し
- (4) 入札保証金に代わる担保を納付したとき 保管有価証券受領書の写し
- (8) 入札保証保険契約を締結したとき 保険証券の写し
- (5) 入札保証金の免除決定を受けたとき 競争入札参加資格確認結果通知書の写し

(3) 入札及び開札に関する注意事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できる。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切る。

入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求められることがあるため、必ず持参すること。

(4) 最低制限価格

設定する。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札の回数は、1回とする。

## 7 その他

(1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 入札参加者は、本入札説明書及び規程類を熟読し、遵守すること。